

「第342回判例・判例研究会」

テーマ：退職の際の不起訴合意の効力が及ぶか

日 時	令和2年6月24日
場 所	湊総合法律事務所オンラインミーティング
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

事件の表示	事 件 名 地位確認等請求事件 判 決 平成30年5月22日／東京地方裁判所／民事 第11部／判決／平成28年(ワ)34401号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● Y社は、世界各国においてレンタルオフィス事業を展開する企業グループの日本法人である。Xは、複数の外資系企業等での勤務経験を経て、試用期間付きの期間の定めのない雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結した上でY社に入社したが、試用期間中に退職勧奨を受け、退職合意書（以下「本件退職合意（書）」という。）等を提出した。本件退職合意書には、①本件雇用契約を合意解約すること、②離職証明書には、会社都合の離職である旨が記載されること、③退職合意金として月次基本給の1か月分が支給されること、④本件退職合意書に定めるほか、XとY社との間には何らの債権債務も存しないことを相互に確認し、Xは、本件退職合意書締結以前の事由に基づき今後一切の異議申立て又は訴訟手続等を行わない旨確約すること（以下「不起訴等合意条項」という。）などの記載があった。● 本件は、Xが、本件退職合意は、解雇を回避するために応じたものであって錯誤により無効であるほか、退職勧奨等が不法行為を構成するなど主張して、Y社に対し、未払賃金（バックペイ）及び損害賠償金の支払を求める事案である。これに対し、Y社は、Xの請求の全部棄却を求めたほか、不起訴等合意条項を理由に本件訴えの不適法却下を求めた。
論点	本件訴えについて、不起訴の合意の効力が及ぶか。

<p>判旨</p>	<p>【論点の判断】</p> <p>本件訴えについて、不起訴の合意の効力が及ぶとはいえない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">● 特定の権利ないし法律関係について、民事裁判手続による権利保護の利益を放棄する趣旨でされた不起訴の合意が存在するにもかかわらず提起された訴えは、不適法却下されるべきものと解されるところ、不起訴の合意の成否やその対象となる権利ないし法律関係の範囲等については、憲法32条等の趣旨を踏まえて慎重に判断すべきものといえる。● これを本件についてみるに、〈1〉不起訴等合意条項は、本件退職合意書締結以前の事由に基づく訴訟手続の一切についての不起訴を合意するものとされ、その対象となる権利又は法律関係の範囲が広範であって、具体的に特定されていないこと、〈2〉本件合意書締結当時、X Y 社間において、本件訴えに係る権利ないし法律関係に関する紛争は顕在化していたとはいえず、本件退職合意書に不起訴等合意条項を盛り込むか否かや不起訴合意の対象となる権利ないし法律関係の範囲について協議等がなされた形跡は窺われないこと、〈3〉不起訴等合意条項は、使用者であるY社の用意した本件退職合意書にあらかじめ印刷されていたものであるうえ、Xのみが不起訴を確約する片面的な内容になっていることに鑑みると、Xの請求がいずれも形式的には本件退職合意書締結以前の事由に基づくものとみなしうることを考慮しても、Xが、Y社との間で、不起訴等合意条項を含む本件退職合意書を取り交わしたことにより、本件訴えに係る権利ないし法律関係について、民事裁判手続による権利保護の利益を放棄したとまでは認めることはできない。● 以上によれば、本件訴えについて、不起訴の合意の効力が及ぶとはいえないのであって、不起訴等合意条項について錯誤が成立するか否かについて検討するまでもなく、本件訴えは適法である。
------------------	--